

○平成三十年観光庁告示第四号

旅行サービス手配業務取扱管理者研修等の内容及び方法の基準等を定める告示

1 旅行サービス手配業務取扱管理者研修等の内容の基準

旅行業法施行規則（以下「規則」という。）第四十八条において準用する規則第三十六条第三号の告示で定める旅行サービス手配業務取扱管理者研修（以下「初回研修」という。）の内容及び旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第二十八条第六項の研修（以下「継続研修」という。）の内容及び別表上欄に掲げる研修の区分に応じ、同表中欄に掲げる科目を、それぞれ同表下欄に定める時間教授することとする。

2 初回研修及び継続研修の方法の基準

規則第四十八条において準用する規則第三十六条第三号の告示で定める初回研修の方法の基準及び継続研修の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 あらかじめ研修計画を作成し、これに基づいて行うものであること。
- 二 特定の者を不当に差別的に取り扱うものではないこと。
- 三 不正な受講を防止するための措置を講じること。

3 初回研修及び継続研修の登録研修教材の基準

規則第四十八条において準用する規則第三十六条第四号の告示で定める初回研修の登録研修教材の基準及び継続研修の登録研修教材の基準は、次に掲げるものとする。

一 旅行サービス手配業務取扱管理者として必要な知識及び能力を習得させ、又は向上させるのに適当であると認められるものであること。

二 別表中欄に掲げる科目を履修させるのに必要な内容を含むものであること。

三 その他適当と認められる内容のものであること。

4 初回研修の修了試験の基準

規則第四十八条において準用する規則第三十六条第六号の規定による修了試験の基準は、次に掲げるものとする。

一 別表中欄に掲げる科目について、受講者の知識及び能力の習得が確認できるものとして行うものであること。

二 修了試験の問題の作成、実施及び合否判定を厳正かつ公正に行うものであること。

5 初回研修及び継続研修の修了証明書

法第二十八条第五項に規定する登録研修機関は、初回研修の修了試験に合格した者に対しては第一号様式による修了証明書を、継続研修を修了した者に対しては第二号様式による修了証明書をそれぞれ交付するものとする。

別表

1 この表の中欄に掲げる「法及び旅行業約款に関する科目」の内容は、次に掲げる事項とする。 一 法及びこれに基づく命令についての知識	継続研修		初回研修		研修
	旅行サービス手配業務に関する科目	法及び旅行業約款に関する科目	旅行サービス手配業務に関する科目	法及び旅行業約款に関する科目	科目
	三時間以上	二時間以上	六時間以上	五時間以上	時間

二 旅行業約款に関する知識

2 この表の中欄に掲げる「旅行サービス手配業務に関する科目」の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 旅行サービス手配業務取扱管理者の責務及び役割
- 二 本邦内の運送機関、宿泊施設等に関する知識
- 三 本邦内における安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理の能力
- 四 本邦における出入国に必要な手続に関する実務処理の能力
- 五 その他旅行サービス手配業務に関する実務処理の能力

第一号様式

旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明書

修了番号

修了年月日

氏名

生年月日

旅行業法第二十八条第五項の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者研修の課程を修了したことを証する。

年 月 日

登録研修機関名

代表者名

(日本産業規格 A 列 4 番)

第二号様式

研修修了証明書

修了番号

修了年月日

氏名

生年月日

旅行業法第二十八条第六項の規定による研修の課程を修了したことを証する。

年 月 日

登録研修機関名

代表者名

(日本産業規格 A 列 4 番)